

八王子市告示第 396 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年八王子市告示第 337 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 27 年 12 月 2 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市左入町 52-1 の一部、54-1 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

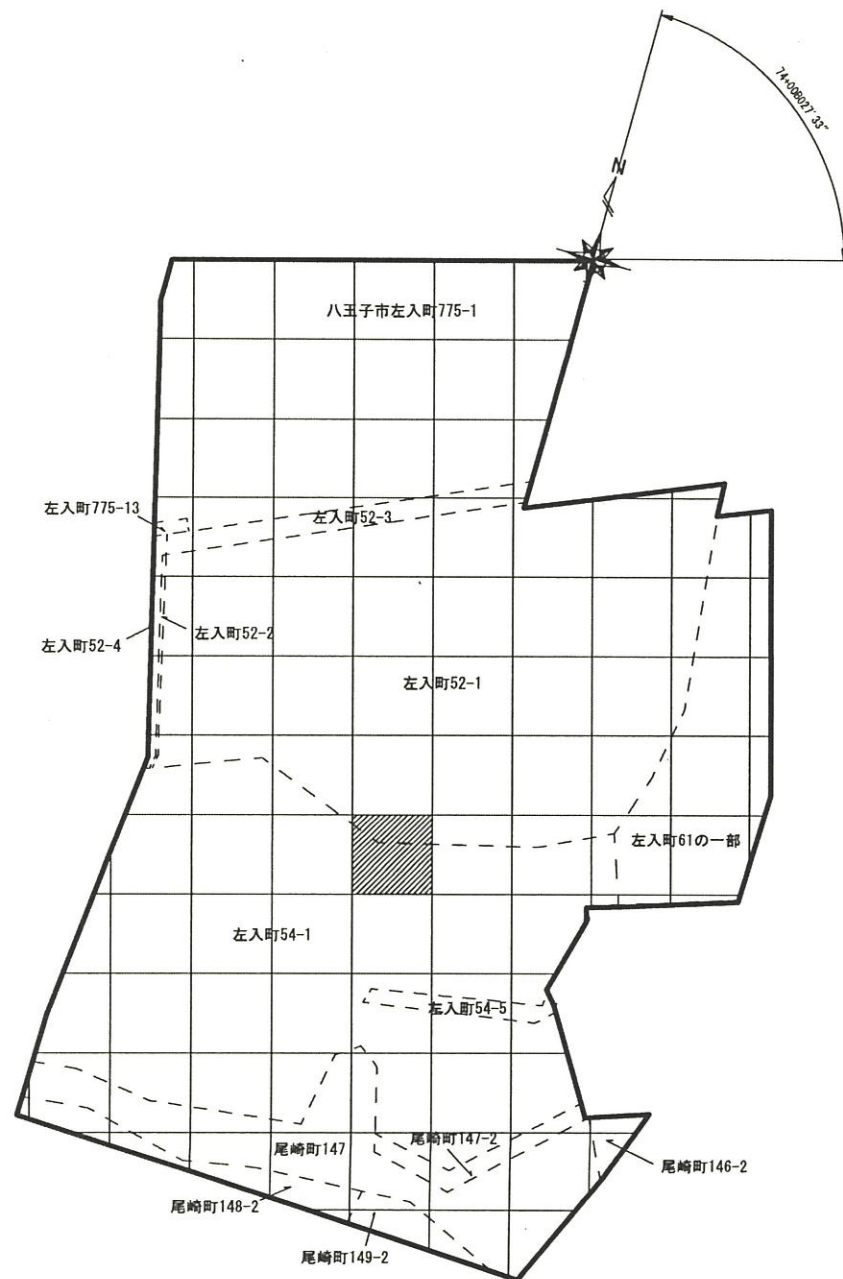
鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課



【起点】

起点は、八王子市左入町775番1の最北端とする。

【格子の回転角度(74度23分33秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  指定を解除する区域
-  筆境界
-  単位区画
-  調査対象地